

自転車講習会

たくさん参加お申し込みありがとうございました。
お話しとDVD、質問コーナー...皆さん熱心に聞いておられました。

令和8年4月1日から自転車に青切符が適用される
と聞いて、取締りが厳しくなると思っていたが、
取締りは変わらず、今まで自転車で捕まると必ず、
裁判所まで出向かないといけないから、青切符で
反則金を入金すれば済むようになる、というのは
初めて知った。自転車が青切符で反則金入金済む
のに、自転車だと裁判所まで行かないといけないのは
おかしいだろうということらしい。

ニュース等耳にする
4月からの新ルール...
「知ってるわ」と思ってた
のに、自分ルールも忘れて
また、警察署の方から
きくとモヤモヤがスクリ!
4月からは**16歳以上で**
青切符→反則金!!
今回のイベントのクラブの
企画はタイムリーの
参加はほんと良かったぞ

一方通行の道路を自転車で
走る時、どこを走らなければ、
いつも迷っていましたが、確認
できて良かったです。原付バイクと
一緒ですよ!とされたので心に
留めます。

講習会後、なるべく車道の
自転車レーンを走るのが、
(長堀通)。スピードある車が
横を走るとやっぱり怖いぞ
(ゆるやかな幅の自転車レーンが
確保されないと不安だなと
思いました。

歩道を自転車で通ってもよい場合

- ・標識があるところ
- ・13才以下、70才以上、身体障がい者
- ・車道を走ると危険がある場合

注意点

- ・歩道の車道側を通る
- ・徐行して走らないといけない
(あくまで止まれる時速10km以下)
- ・歩行者の邪魔になる時は止まらないといけない
(通ってもよいということあくまでも歩行者の道なので
**歩行者優先!危険がある場合は自転車側が
止まること。)**



とてもわかりやすく
要点をお話し
してくれたので「気づ
きが多かったぞ」。
ヘルメットの
重要性、あや
ふやだたルール
を知る事ができたぞ。

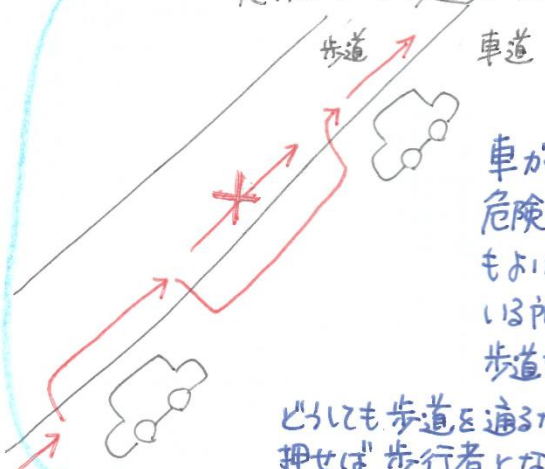
終了後も質問の嵐



自転車も
自動車も
両方運転
する立場から、とても勉強
になりました。自動車を
運転している時は絶対に
法定ルールを守って運転し
「ゴールド免許」が、自転車
だと「まあ大丈夫か」と
思っ、誰もいない時は
ちょこちょこルール守らずに
運転していました。日傘
をさす為には片手運転して
いましたが、これからはヘルメット
付きぼうしで乗り切ります!
皆さんがルールを守って事故が
少しでも減るように意識を変
えないとダメだと思います。

質問コーナー

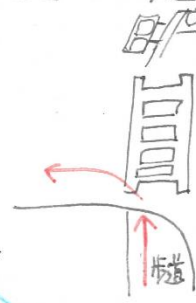
・歩道横に車が停まっている場合は、
危険なので歩道を走行したいが...



・子どもを2人乗せて3人で
自転車に乗るのは?
普通の自転車ではダメ!
子どもを2人乗せる専用の
自転車を利用する。

・一方通行では?
一方通行の標識の下に
「自転車は除く」と副標識
があれば逆走行可能。
自身の進行方向左端を
走る。御堂筋等は「自転
車は除く」と副標識がないので
逆走禁止!逆方向に行き
たい場合は別の道へ...

・信号のある歩道のある通りから歩道のない通りへ曲がる時、
信号が赤だと青になるまで
待ってから曲がらないといけない!



・自転車専用通行帯(自転車レーン)
がある場合はそこを走らないといけない。
歩行者優先!

※ どの判断したらよいかわからない場合
基本50cc原付がどうかを考えてそれに合わせる。

自転車青切符の対象となる違反行為一例

<p>○ 歩道横に車を停めようとする(歩道横に車を停めようとする)</p> <p>反則金 6,000円</p>	<p>○ 歩道横に車を停めようとする(歩道横に車を停めようとする)</p> <p>反則金 7,000円</p>
<p>○ 歩道横に車を停めようとする(歩道横に車を停めようとする)</p> <p>反則金 12,000円</p>	<p>○ 歩道横に車を停めようとする(歩道横に車を停めようとする)</p> <p>反則金 5,000円</p>

自転車青切符の対象となる違反行為一例

<p>○ 歩道横に車を停めようとする(歩道横に車を停めようとする)</p> <p>反則金 5,000円</p>	<p>○ 歩道横に車を停めようとする(歩道横に車を停めようとする)</p> <p>反則金 3,000円</p>
<p>○ 歩道横に車を停めようとする(歩道横に車を停めようとする)</p> <p>反則金 3,000円</p>	<p>○ 歩道横に車を停めようとする(歩道横に車を停めようとする)</p> <p>反則金 5,000円</p>